



可決された意見書

市議会では、国会または関係行政庁に意見書を提出することで、議会としての意思を表明します。第2回定例会では、2件の意見書が可決(全会一致)されました。

発議第9号	平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書について
発議第10号	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書について

発議第9号 平成28年熊本地震からの復旧・復興に係る特別な財政措置を求める意見書について

平成28年4月14日夜及び16日未明に立て続けに2度の震度7を観測した「平成28年熊本地震」により、人口74万人を超える本市においては、多数の家屋倒壊やインフラ設備、熊本城をはじめとする文化財など、広い範囲にわたり極めて甚大な被害が発生し、今もなお「終わりなき余震」が続いております。

地震発生直後から、国をはじめ関係者の協力を得ながら市を挙げて全力で対応してきましたが、今後の復旧・復興事業には莫大な経費が生じることとなり、自主財源に乏しい本市においては、危機的な財政状況に陥ることが懸念されます。

市の財政調整基金は、被災者支援と応急対策に限定した6月補正予算において、既に10億円取り崩しております。今後の復旧・復興に向けた対応を踏まえると、到底、現行の国庫補助制度や地方財政制度の下ではさらなる基金の取り崩しを行わないと予算編成ができず、震災復興が行えない状況にあります。

今後、本市が財政面で安心感を持って復旧・復興にしっかり取り組んでいくためには、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要です。

よって、政府におかれては、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなどの財政措置及び地方負担分を極小化するための特別交付税の別枠措置など、東日本大震災を踏まえた財政負担等に係る特別な立法措置を

講じられるよう強く要望いたします。

発議第10号 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書について

被災者生活再建支援法は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するための被災者生活再建支援金を支給し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としています。

今回の熊本地震は、最大震度7の激震が2度発生し、震度6あるいは5クラスの揺れを含む震度1以上の余震が1,600回以上発生するなど、これまで経験したことのない地震であり、全壊世帯、大規模半壊世帯に加え、引き続き余震に長期にわたる避難を余儀なくされている世帯も多数に及ぶなど、その被害も深刻な様相を呈しております。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要です。

よって、政府におかれては、住民の生活の安定と早期復興のため、下記事項について措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 全額国庫による被災者生活再建支援制度に係る特例基金を創設すること。
- 2 被災者生活再建支援金について、生活再建と住宅再建を合わせた現行の最大300万円の支給額を引き上げること。
- 3 支給対象となる世帯の範囲については、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

トピックス

「熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会」を設置

- 〈名称〉 熊本地震からの復旧・復興に関する調査特別委員会
- 〈設置目的〉 震災復旧状況並びに震災復興計画に関する調査を行うこと。
- 〈定数〉 48人(全議員)
委員長 津田征士郎 副委員長 田尻 将博
- 〈調査期限〉 平成28年度中の震災復興計画策定を目的とする。
- 〈開催日及び内容・開催テーマ〉



	開催日	内容・開催テーマ
第1回	6/10(金)	審査の方法及び開催日程等について
第2回	6/17(金) 午前10時	【熊本地震の概況及び発災から今日までの対応状況Ⅰ】 ①被害状況について ②災害対策本部における対応状況について ③り災証明の申請、発行状況について ④避難者及び避難所の運営状況、支援物資の状況について
第3回	6/30(木) 午前10時	【熊本地震の概況及び発災から今日までの対応状況Ⅱ】 ①被災者支援制度の概要について ②住家関係及び住宅再建支援について ③生活再建支援について

	開催日	内容・開催テーマ
第4回	7/14(木) 午前10時	【復旧・復興に向けた動きⅠ】 ①現状報告について ②組織展開について ③地域防災計画について ④国への要望活動について ⑤震災復興基本方針について
第5回	8/12(金) 午前10時	【復旧・復興に向けた動きⅡ】 ①現状報告について ②震災復興計画の素案について
	以降も適宜開催予定	【震災復興計画の策定に向けて】 ・震災復興計画(案)について ・パブリックコメントについて 等